

文化審議会関係資料

- 第14期文化審議会委員名簿
- 文化審議会概要
- 各分科会への委員の分属
- 文化政策部会の設置について(案)
- 美術品補償制度部会の設置について(案)
- 世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について(案)

第14期文化審議会委員名簿

(平成26年3月20日現在)

いしがみ えい いち	石上 英一	東京大学名誉教授
いとう すけろう	伊東 祐郎	東京外国語大学教授
いわさわ ただ ひこ	岩澤 忠彦	一般財団法人NHK放送研修センター常務理事・日本語センター長
おおぶち てつ や	大漕 哲也	東京大学大学院教授
かわしま のぶ こ	河島 伸子	同志社大学教授
かんざき のり たけ	神崎 宣武	旅の文化研究所長
くまくら すみ こ	熊倉 純子	東京藝術大学教授
こもだ はる こ	薦田 治子	武蔵野音楽大学教授
こんの み さ こ	紺野美沙子	女優、国連開発計画親善大使
さこだ く み こ	迫田久美子	人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究・情報センター長
すずき のり お	鈴木 規夫	前東京文化財研究所長
たかはし やす お	高橋 康夫	花園大学教授
どうがうち まさと	道垣内正人	早稲田大学大学院教授、弁護士
とくら しゅん いち	都倉 俊一	作曲家、一般社団法人日本音楽著作権協会会長、昭和音楽大学客員教授
どひ かず ふみ	土肥 一史	日本大学大学院教授
にしむら ゆき お	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
まぶち あき こ	馬漕 明子	国立美術館理事長、国立西洋美術館長
みやた りょう へい	宮田 亮平	東京藝術大学長
	やすみりえ	川柳作家
ゆあさ ま な み	湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

※任期は平成26年3月20日～平成27年3月19日の1年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会概要

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術振興基本法、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構成

- (1) 委員30人以内、任期1年(再任可)
- (2) 次の4つの分科会を設置する。

名称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文化財分科会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文化功労者選考分科会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

4. 最近の主な答申

- 「文化を大切にする社会の構築について」(平成14年4月)
- 「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月3日)
- 「敬語の指針」(平成19年2月2日)
- 「改定常用漢字表」(平成22年6月7日)
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」(平成23年1月31日)

各分科会への委員の分属

(国語分科会)

伊東 祐郎	東京外国語大学教授、留学生日本語教育センター長
岩澤 忠彦	(一財)NHK放送研修センター常務理事・日本語センター長
迫田久美子	人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究・情報センター長
やすみりえ	川柳作家

(著作権分科会)

大淵 哲也	東京大学大学院教授
道垣内正人	早稲田大学大学院教授、弁護士
都倉 俊一	作曲家、(一社)日本音楽著作権協会会長、昭和音楽大学客員教授
土肥 一史	日本大学大学院教授

(文化財分科会)

石上 英一	東京大学名誉教授
神崎 宣武	旅の文化研究所長
薦田 治子	武蔵野音楽大学教授
鈴木 規夫	前東京文化財研究所長
高橋 康夫	花園大学教授

文化政策部会の設置について(案)

平成 26 年 3 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号)第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則(平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第12期文化政策部会委員

(平成26年3月20日現在)

(正委員)

河島 伸子	同志社大学教授
熊倉 純子	東京藝術大学教授
紺野美沙子	女優、国連開発計画親善大使
馬淵 明子	(独) 国立美術館理事長、国立西洋美術館長
宮田 亮平	東京藝術大学長
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

(臨時委員)

赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館長
太下 義之	(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
大林 剛郎	(株)大林組代表取締役会長、(一社)日本経済団体連合会経済外交委員会共同委員長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学教授
加藤 種男	(公社)企業メセナ協議会代表理事専務理事
佐々木雅幸	大阪市立大学教授
相馬 千秋	アートプロデューサー
武内 紀子	(株)コングレ代表取締役社長
仲道 郁代	ピアニスト、大阪音楽大学特任教授、桐朋学園大学教授
野村 萬斎	狂言師、世田谷パブリックシアター芸術監督
林 文子	横浜市長
平田 大一	(公財)沖縄県文化振興会理事長
増田 宗昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)代表取締役社長兼CEO
黛 まどか	俳人
三好 勝則	アーツカウンシル東京機構長、工学院大学特任教授
山下 裕二	明治学院大学教授、山種美術館顧問、美術史家
吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

美術品補償制度部会の設置について（案）

平成26年3月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2に掲げる事項の調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により文化審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) そのほか、展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項の規定に基づき、上記2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって文化審議会の議決とする。ただし、文化審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第4期美術品補償制度部会委員

(平成26年3月20日現在)

(正委員)

- 鈴木 規夫 前東京文化財研究所長
馬淵 明子 (独)国立美術館理事長、国立西洋美術館館長

(臨時委員)

- 大原 秀之 吉備国際大学文化財保存修復学研究科教授・文化財総合研究センター長
岡部あおみ 美術評論家、キュレーター
佐藤 正敏 損保ジャパン美術財団理事長、(株)損害保険ジャパン取締役会長
田中 豊稲 静岡市美術館館長
富田 章 (公財) 東日本鉄道文化財団理事、東京ステーションギャラリー館長
箱守 栄一 美術品リスクコンサルタント、慶應義塾大学大学院非常勤講師、(一社)芸術資源マネジメント研究所理事
雪山 行二 富山県立近代美術館館長

(専門委員)

- 井上 洋一 東京国立博物館企画課長
佐野 千絵 東京文化財研究所保存科学研究室長
白原由起子 根津美術館学芸第一課長
中林 和雄 東京国立近代美術館企画課長
村上 博哉 国立西洋美術館学芸課長

世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について（案）

平成26年3月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産・無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）及び無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第11条1に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録）に記載すべき資産の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第11条2に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の候補の選定に関する事項
- (4) 無形文化遺産保護条約第12条1に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- (5) 無形文化遺産保護条約第16条1に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- (6) その他、世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2. に掲げる事項については、世界文化遺産・無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

世界文化遺産・無形文化遺産部会委員

(平成26年3月20日現在)

(正委員)

神崎 宣武	旅の文化研究所長
西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長

(臨時委員)

稲葉 信子	筑波大学大学院教授
内田 篤呉	MOA美術館館長
河野 俊行	九州大学大学院教授
佐藤 信	東京大学大学院教授

(専門委員)

- | | |
|--------|--|
| 伊藤 洋子 | 芝浦工業大学教授 |
| 岩崎 まさみ | 北海学園大学教授 |
| 大貫 美佐子 | 独立行政法人国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター副所長 |
| 岡田 保良 | 国土舘大学教授 |
| 小野 昭 | 明治大学研究知財戦略機構黒曜石研究センター長 |
| 小野寺 節子 | 國學院大學兼任講師 |
| 唐澤 昌宏 | 東京国立近代美術館工芸課長 |
| 小浦 久子 | 大阪大学大学院准教授 |
| 斎藤 英俊 | 京都女子大学教授 |
| 佐藤 禎一 | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| 清水 憲一 | 九州国際大学特任教授 |
| 鈴木 淳 | 東京大学教授 |
| 中村 俊郎 | 中村ブレイス株式会社代表取締役 |
| 西岡 陽子 | 大阪芸術大学教授 |
| 藤原 惠洋 | 九州大学大学院教授 |
| 古家 信平 | 筑波大学教授 |
| 松崎 憲三 | 成城大学教授 |
| 吉田 ゆり子 | 東京外国語大学大学院教授 |

※上記専門委員については、世界文化遺産・無形文化遺産部会への出席は求めず、今後、同部会の下に設置される委員会に分属予定。